

平成29年度 事業計画書

公益財団法人山北町環境整備公社

平成29年度事業の構成

(会計区分)	(事業の名称)	(業務の内容)
公益目的事業会計		
	丹沢湖及び三保ダム周辺地域環境整備事業	
	└──────────┘	花木等植栽推進業務
	└──────────┘	遊歩道等美化管理業務
	└──────────┘	わかさぎ放流業務
	丹沢湖及び三保ダム周辺地域清掃事業	
	└──────────┘	地域内公設トイレ清掃管理業務
	└──────────┘	地域内公設駐車場内一般廃棄物収集業務
	丹沢湖記念館等管理運営事業	
	└──────────┘	丹沢湖記念館及び三保の家来館者案内業務
	└──────────┘	丹沢湖記念館及び三保の家設備維持管理業務
	丹沢湖カヌー運航管理事業	
	└──────────┘	カヌー利用者の受付と管理業務
	└──────────┘	カヌー利用時の標識票等の貸与業務
収益事業等会計		
	遊船事業	
	└──────────┘	ローボート等の貸出業務
	└──────────┘	ローボート等の保守点検業務
	サイクリング事業	
	└──────────┘	自転車の貸出業務
	└──────────┘	自転車の保守点検業務
	売店事業	
	└──────────┘	商品仕入れ及び販売業務
	└──────────┘	委託販売管理業務
	水没移転者等の会に対する助成事業	
	└──────────┘	役員会の運営全般
	└──────────┘	会員相互の交流会業務等
法人会計		
	法人運營業務	
	└──────────┘	理事会並びに評議員会の運営全般
	└──────────┘	公社事業の広報広聴業務等

平成29年度事業計画

I 事業運営の基本方針

公社の設立趣旨を踏まえ、事業目的を的確に達成することを基本とし、次のとおり事業計画を作成した。

II 事業計画

1 公益目的事業

公益目的事業は、定款第3条に事業目的として掲げた「丹沢湖及び三保ダム周辺の環境整備及び清掃に関する業務を行い水源地の環境保全を図るとともに、丹沢湖記念館等の管理運営、丹沢湖の湖面利用等に関する事業を行うことにより、地域の振興発展と住民の福祉向上に寄与すること」であり、公社設立当初からの継続事業である。

(1) 丹沢湖及び三保ダム周辺地域環境整備事業

当公社の設立当初からの基幹事業として、丹沢湖の水質保全と周辺地域の環境美化を推進するとともに、わかさぎの卵(3,000万粒)をふ化させ、稚魚を継続的に丹沢湖に放流し観光資源の維持に努める。

(2) 丹沢湖及び三保ダム周辺地域清掃事業

前号と同様に、設立当初からの基幹事業として、三保ダム周辺地域内の公衆トイレの清掃及び駐車場、公園、沿道等のごみや不法投棄物の収集を継続的に実施する。町主催の「統一美化キャンペーン」や地元団体が主催する清掃活動にも積極的に参加する。

(3) 丹沢湖記念館等管理運営事業

従来から実施している施設(丹沢湖記念館・三保の家)の維持管理運営を引き続き実施する。来館者には、観光案内や三保ダム・丹沢湖の役割を説明するとともにチラシの配布、ビデオ映像による放映を行う。

横浜市が実施している事業(水源通行手形事業)には、引き続き協力し市民に三保ダムや丹沢湖の役割を説明して行く。

(4) 丹沢湖カヌー運航管理事業

丹沢湖におけるカヌーの運航は、神奈川県が定めた条例(「相模湖、津久井湖、丹沢湖、寒川湛水域、社家湛水域、飯泉湛水域等の水域における行為の規制に関する条例」第2条第2項第4号の規定)により、神奈川県企業庁長から山北町が許可を受けた業務(舟艇の運航に係る業務)を当公社が継続して受託し実施する。

2 収益事業

収益事業は、当公社の公益目的事業の推進を図るため、貸しボート、貸し自転車及び丹沢湖記念館等売店事業を実施する。

(1) 遊船事業

丹沢湖の湖面で、釣りや遊覧の利用者に有料で貸し出しを行う。安全対策としてモーターボートを常備配置する。釣り情報は、引き続きホームページや釣り雑誌等に掲載しPRに努める。

(2) サイクリング事業

丹沢湖を訪れる観光客に対し、湖岸道路を周回できるサイクリング用自転車を有料で貸し出しをする。定期的に自転車の安全点検を実施するとともに、子供の利用者は小学4年生以上とし、ヘルメットの着用を義務づけ安全運転の呼び掛けを行う。

(3) 売店事業

丹沢湖記念館の一角を売店として利用し、地場産品や土産品の販売を引き続き行うとともに、行楽シーズンには丹沢湖駐車場内の売店を開店する。町内外で開催されるイベントには、出張販売をし積極的にを行い収益アップに努める。

(4) 水没移転者等の会に対する助成事業

三保ダム建設による水没移転者等を対象に相互の交流を図るため「ふるさと会」に引き続き助成する。

3 法人会計

(1) 法人の運営

公益財団法人への移行に伴い制定（改定）した内部規程（評議員会及び理事会の運営規則、情報公開規程、個人情報保護規程、職務権限規程、その他内部規程）に基づき運営し、必要に応じ改定を行う。

(2) 理事会並びに評議員会の運営

定款に基づき、理事会並びに評議員会を開催し、当公社の運営に関し重要な事項について審議し議決を得る。

(3) 法人の広報・広聴業務

制度の関係（「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」並びに「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の規定に基づく。）から、閲覧に供する資料等の整備、保管が求められるため、適切に対応する。法人の事業計画や決算等については、ホームページで情報を開示する。